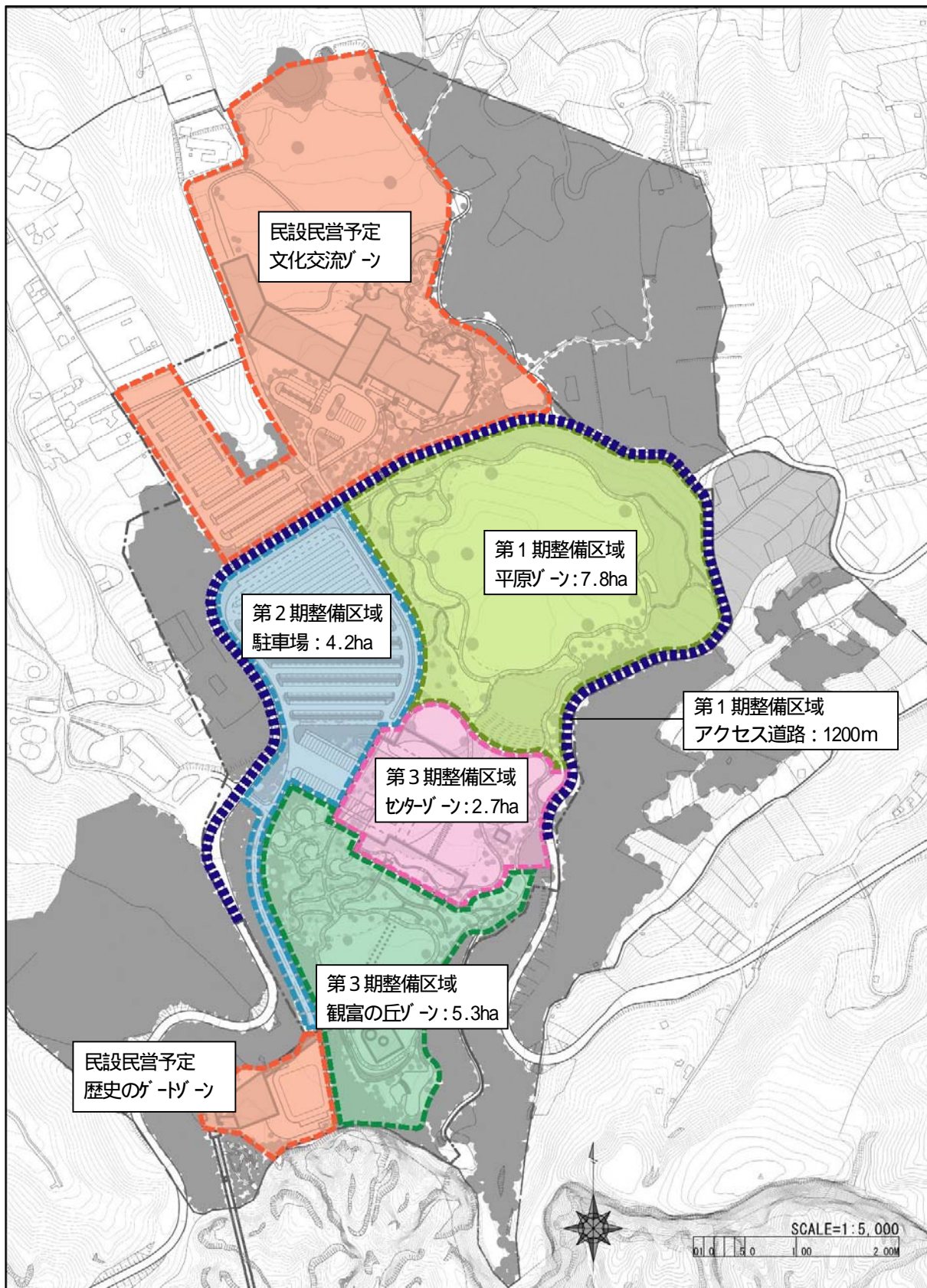


## V. 事業計画

### 1. 事業プログラム

本公園の整備は、整備時期を第1期（概ね5年以内）、第2期（概ね10年以内）、第3期（概ね15年以内）の3段階に分け、既存施設の運営や適切な形態での開園等を考慮し進めていくものとし、以下にその整備時期を踏まえた整備プログラムをまとめる。



工区	工種	整備プログラム												備考	
		準備期	第1期				第2期				第3期				
		20 21	22 23 24 25 26	27 28 29 30 31	32 33 34 35 36										
整備計画区域全体	全体設計(基本設計)	■													
	雨水・汚水等処理調査	■													
	交通等周辺影響調査	■													
平原ゾーン、アクセス道路	用地測量、路線測量	■													
文化・交流ゾーン			■	■	■	■							日本平ホテル		
平原ゾーン	測量・調査・設計		■	■	■	■									
	用地補償			■	■	■									
	施設整備				■	■									
アクセス道路 (旧パークウェイ付替え)	測量・調査・設計		■	■	■	■									
	用地補償			■	■	■									
	施設整備				■	■									
駐車場	測量・調査・設計					■	■	■	■	■					
	用地補償						■	■	■	■					
	施設整備								■	■	■	■			
アナログ放送塔撤去	平成23年7月下旬 放送終了後、各局順次撤去予定		■	■	■	■							デジタル受信機の普及 状況により延長がある		
センターゾーン	測量・調査・設計									■	■	■			
	用地補償										■	■			
	施設整備										■	■			
観富の丘ゾーン	測量・調査・設計									■	■	■			
	用地補償										■	■			
	施設整備										■	■			
歴史のゲートゾーン										■	■	ロープウェイ・パークセンター			

## 2. 事業化の課題と対応策

### ① 名勝指定地の現状変更手続き

文化交流ゾーン（日本平ホテル）を除く区域の大半が文化財保護法に基づく名勝指定地であり、新たな整備にあたっては文化庁長官の現状変更許可が必要となる。その手続きについては、静岡市が策定する保存管理計画（現在策定中）に基づく「管理のための計画」で権限委譲の区域指定を申し出、現状変更等の態様や頻度、その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域の権限委譲を受ける方法が考えられる。いずれにおいても文化財保護審議会の答申が必要となるため、できるだけ早い段階で文化財管理部局が窓口となって上位官庁に本計画案への助言を求め、保存管理計画及び管理のための計画を策定の上、現状変更手続きのルールに載せる必要がある。

### ② 民設民営事業の施設構成と区域の決定

日本平ホテルは都市計画公園施設または自然公園施設、日本平ロープウェイは自然公園施設に位置付け、各々の事業によって民設民営施設として再整備する計画としている。そのため、都市公園や自然公園の施設としての適性や公園全体での機能分担、また事業区分等を明確にし、各事業者が計画を進めていくための条件を早い段階で提示していく必要がある。特に日本平ホテルは、旧パークウェイのルートを早急に定め、事業区域を確定する必要がある（道路北側予定）。

### ③ 駐車場の適正化に向けた検討

本計画では、基本構想（平成 18 年度）の想定駐車台数を配置したプランを元に、常仮設を分けることで景観性の改善を図る計画としているが、文化庁協議において、景観配慮へのなお一層の検討を求められている。そのため、事業実施に先立ち駐車場の適正を再検討する必要がある。

検討にあたっては、基本構想での駐車台数予測が一般的な定数を使用していることから、即地のデータを得るための PT 調査（通常時、一般のピーク、イベントのピーク等）を実施することが望ましい。併せてパークアンドライド方式等の代替や公共交通（路線バス等）の可能性評価、あるいは有料化による需要の抑制等、運営面からの検討を行うことが望ましい。

### ④ 公園センターの施設構成及び利用想定等の検討

本計画では、眺望地としての環境を優先し、建築物を集約したプランとした。そのため、公園センターが公園の中心施設となり、事業規模も大きなものとなっており、整備にあたっては、よりきめ細かな検討が求められる。基本構想案をベースに、ビジターセンター機能、飲食物販等の観光サービス施設、交流体験のための施設、及び茶関連の複合施設としたが、観光及び市民利用の適正については、なお検討を重ねる必要がある。特に、展示機能は、展示に足る資源や素材の確認、あるいは本地にふさわしい展示のあり方・方法の検討等、この分野の専門家による運営面からの考察が望まれる。また、一部収益施設を含んでいることから、運営主体や方法の検討、これを元にした収支計画と施設規模の想定等、施設設計に先立つ条件整理を行う必要がある。

### ⑤ 施設構造等を設定するための各種調査の実施

基本計画案での大型構造物は、公園センター（人工地盤を含む）、展望台、展望回廊、連絡橋、擁

壁、受水槽、浄化槽、雨水貯留槽が想定されるが、これら施設的设计に先立ちボーリング調査や地質調査等を行う必要がある。また、雨水排水については園内処理を基本としていることから、現地の土壌透水試験を実施するなど、施設設計にあたっての技術的条件整理を行う必要がある。

#### ⑥ 茶畑の維持管理のための仕組みの検討

既存茶畑については、日本平を特徴づける郷土景観素材として残す計画としている。しかしながら、その景観を将来的にも残していくためには、営農の継続や専門家の指導による維持管理が必要になる。そのため、既存農家や近在農家への栽培委託、あるいは管理技術者の育成等、管理運営面からの検討が必要になる。

#### ⑦ 都市計画公園区域の内、事業区域外の民有林管理方策の検討

最初の事業を想定した基本計画対象範囲は、レクリエーション等利用を主体とした範囲であるため、その外周の樹林は範囲に含まれていない。しかしながら、眺望条件の改善や質の高い園地空間の形成のためには、これら樹林の適正管理が欠かせない。大半が民有地にあるため、樹林管理は所有者の理解を得、森林組合への委託等、負担を極力抑えるための方策の検討が求められる。